

所長

所長	所長代理	第一検閲	法規担当

殿

年 月 日

担当者： 印

巡回監査・決算監査における 改正消費税法対応チェックリスト

このチェックリストは、令和元年10月1日から適用される改正消費税法に完全対応するため、巡回監査・決算監査におけるチェック事項をまとめたものです。「巡回監査支援システム」、または「巡回監査報告書（法人用）」「巡回監査報告書（個人所得用）」とあわせてご利用ください。

なお、このチェックリストは、「2019年10月1日適用 改正消費税法対応事前チェックリスト」により事前チェックが終了している関与先に対して利用することを前提としています。

■関与先名等

関与先コード	対応完了日	年 月 日
商号		

■消費税申告情報

	課税期間	課税売上高	申告方式
前々期	年 月 日から 年 月 日まで	円	<input type="checkbox"/> 本則 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 免税 備考：
前期	年 月 日から 年 月 日まで	円	<input type="checkbox"/> 本則 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 免税 備考：
当期	年 月 日から 年 月 日まで	円	<input type="checkbox"/> 本則 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 免税 備考：
翌期	年 月 日から 年 月 日まで	円	<input type="checkbox"/> 本則 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 免税 備考：

各チェック項目について、巡回監査・決算監査実施時に確認を行います。確認した日付をそれぞれの「①」「②」「③」「④」の欄に記入します。
 該当しない場合は、「該当なし」に「✓印」を記入します。

〈 新税率対応の確認 〉

(1) 消費税率の区分表示について

新税率である標準税率10%・軽減税率8%と旧税率である8%・5%が、会計伝票等上で明瞭に区分表示されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(2) 令和元年9月30日現在の未収、未払について

令和元年9月30日現在における未収・未払がある場合は、経理担当者に対して同日現在における残高一覧表を作成するよう指導し、新旧の税率の適用関係が明瞭に把握できるようになっていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(3) 令和元年10月1日（以下「施行日」という）をまたぐ課税仕入れについて

施行日をまたぐ課税仕入れについては、旧税率（8%）により消費税額が計算されていることを請求書等及び会計伝票等で確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(4) 施行日以後に生じた売上値引き、返品、割戻しについて

施行日以後に生じた売上値引き、返品、割戻しについては、その対象となる実際の売上げがあった時点の消費税率を適用して正しく処理されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(5) 施行日以後に生じた仕入値引き、返品、割戻しについて

施行日以後に生じた仕入値引き、返品、割戻しについては、その対象となる実際の仕入れがあった時点の消費税率を適用して正しく処理されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(6) 施行日以後に生じた貸倒れについて

施行日以後に生じた貸倒れについては、貸倒れ時点ではなく販売時点の消費税率を適用して正しく処理されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(7) 返品の簡便法について

売り手側と買い手側の処理を統一している場合に認められる簡便法として、令和元年10月中に返品があったものについては旧税率（8%）、11月以降は新税率（10%・軽減税率8%）で、適正に処理されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(8) 出荷基準と検収基準について

売り手側の出荷日が施行日の前日までであり、買い手側の検収日が施行日以後にあって、旧税率（8%）により課税仕入れを計上する場合、旧税率（8%）の消費税額が正しく転嫁されていることを請求書等で確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(9) 短期前払費用について

令和元年9月決算の法人が、9月までに10月以後の役務提供の対価である貸借料等を支払い、短期前払費用として9月の損金とした場合に、その貸借料等のうち施行日以後の期間に対応する部分について新税率（10%）によっていることが明らかであり、かつ、実際に支払っている場合には、翌期の仕入税額控除の計算において、新税率（10%）によっていることを確認しましたか。【最終頁の参考資料②参照】

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(10) 施行日を含む1年間の役務提供の対価について

契約又は慣行により、1年分の役務提供の対価（月ごとに役務提供が完了するものを除く）を収受し、継続して収益計上している場合には、施行日の前日までに収益計上したものについて、旧税率（8%）を適用できることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(11) 決算締切日をその事業年度の終了の日以前10日以内とする場合について

決算締切日をその事業年度の終了の日以前10日以内の一定の日とする場合であっても、施行日の前日までの課税売上げ及び課税仕入れについては旧税率(8%)が適用され、施行日以後の課税売上げ及び課税仕入れについては新税率(10%・軽減税率8%)が適用されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

(12) 経過措置の適用がある取引について

①電気・ガス・水道等の公共料金等

領収書・口座振替通知書等に記載されている消費税率が、会計伝票等に転記されていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

②施行日以後に完成引渡しが行われた請負工事等

請負契約の締結日(平成31年3月31日以前であること)・契約の内容等から、経過措置の適用要件を満たしている取引であることを、契約書等により確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

③事務所家賃やリース料等について

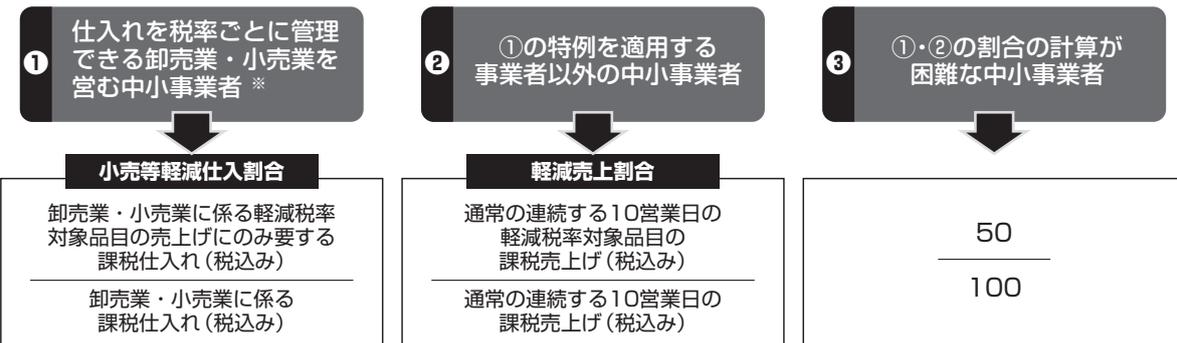
平成31年3月31日以前に締結したこれらの契約について、経理担当者に契約書に基づいて一覧表を作成させる等の方法により、消費税率の適用が正しく行われていることを確認しましたか。

該当なし	①	②	③	④
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

参考資料①:【経過措置】中小事業者(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者)の税額計算の特例

1. 売上税額の計算の特例

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げに次の①から③の区分に応じた割合を乗じて、その事業の軽減対象資産に係る課税売上げを計算することが認められます。



*簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

2. 仕入税額の計算の特例

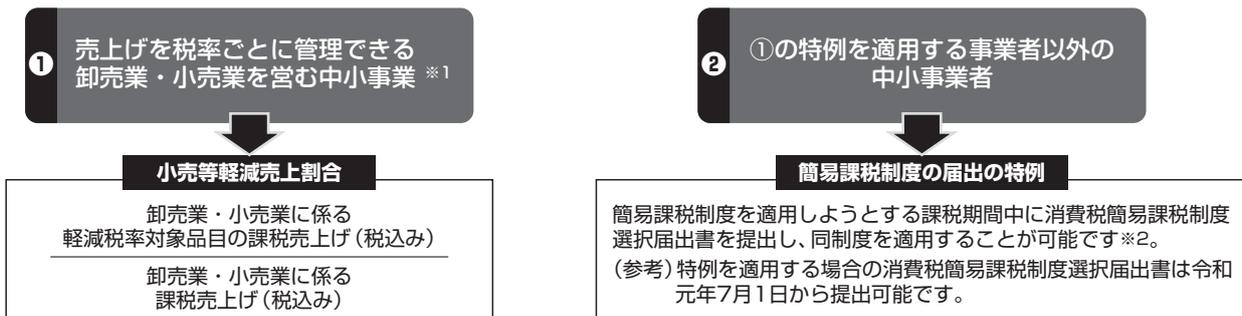
①売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間において、課税仕入れに次の小売等軽減売上割合を乗じて、その事業の軽減対象資産に係る課税仕入れを計算することが認められます。

②①の特例を適用する事業者以外の中小事業者…簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間(令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日を含む課税期間)中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することができるとされています。

なお、この特例を選択した場合には2年間継続して適用した後でなければ、適用をやめられません。



*1 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

*2 原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です。

参考資料②：法人税法の短期前払費用の特例の適用有無による仕訳及び経理処理（例）

※9月決算の法人が事務所家賃を支払う場合を前提としています。

9月中における支払の有無	短期前払費用の特例の適用	処理方法	仕訳及び経理処理	
			9月	翌期
支払済	不適用		[0] 前払費用／現金 ¥110,000	[5] 地代家賃／前払費用 ¥110,000 (10%)
	適用	仕入対価の返還による処理	[5] 地代家賃／現金 ¥110,000 (8%)	[51] 資金外諸口／地代家賃 ¥110,000 (8%) [5] 地代家賃／資金外諸口 ¥110,000 (10%)
		仮払金による処理	[0] 地代家賃／現金 ¥100,000 [0] 仮払金／現金 ¥10,000	[0] 仮払消費税等／仮払金 ¥10,000 ・消費税ワーキングシートで課税区分別の残高の加算処理を行う
未払			処理なし	[5] 地代家賃／現金 ¥110,000 (10%)

■巡回監査・決算監査における改正消費税法対応チェックリストの事績

次のとおり実施しました。

巡回監査実施日	監査担当者名	監査担当者名
1 年 月 日	印	印
2 年 月 日	印	印
3 年 月 日	印	印
4 年 月 日	印	印

巡回監査・決算監査における改正消費税法対応チェックリスト



令和元年6月21日 第1版

監修 TKC税務研究所
 作成 TKC全国会 巡回監査・事務所経営委員会 巡回監査体制構築小委員会
 発行 株式会社TKC出版
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8
 日本YWCA会館4F TEL 03-3239-0068